

神戸市地域活動事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市地域活動事業実施要綱（平成11年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）に基づく地域活動事業（以下「地域活動事業」という。）を行う事業者に対する補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、神戸市内で運営する保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所のうち同法第35条第4項の規定により認可を受けたものに限る。）または幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）において、地域活動事業を行う事業者とする。

(補助対象経費)

第3条 本要綱による補助の対象経費は、実施要綱第3条各号に定める地域活動事業を実施するために必要な経費とする。

2 前項に定める対象経費は、職員の時間外勤務等に係る賃金・手当、外部講師等に対する報償費、需用費（消耗品費（事業実施にかかる必要最小限の食材料費を含む）、印刷製本費、修繕費、光熱水費）、役務費（通信運搬費（郵便料金、電話料金等）、使用料・賃借料（入場料、バス借上料等）、旅費（交通費）、外部講師等に対する茶菓代とする。

(補助金)

第4条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に対し、50万円と対象経費の実支出額から事業に係る寄付金及び実費負担額等その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の2分の1の金額を補助金として交付することができるものとする。

2 第1項に定める金額に十円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に市長が指定する関係書類を添えて、市長が指定する日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、交付することを決定したときは交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことを決定したときは不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定通知を行った場合、補助金申請額と交付決定金額が同額であるときは、神戸市会計規則(昭和39年3月神戸市規則第81号)第42条に規定する請求書の提出を省略し、速やかに補助金を申請者に支払うものとする。

(調査報告)

第7条 市長は、補助の交付を行った者に対し、必要があるときは、その執行状況について報告を求めることができる。

2 前項の調査を受けた者は、速やかに報告を行わなければならない。

(交付決定の取消し・返還)

第8条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨を補助対象者に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(施行の細則)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、こども家庭局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

2 特別保育科目設定実施事業補助金交付要綱(平成元年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年1月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。